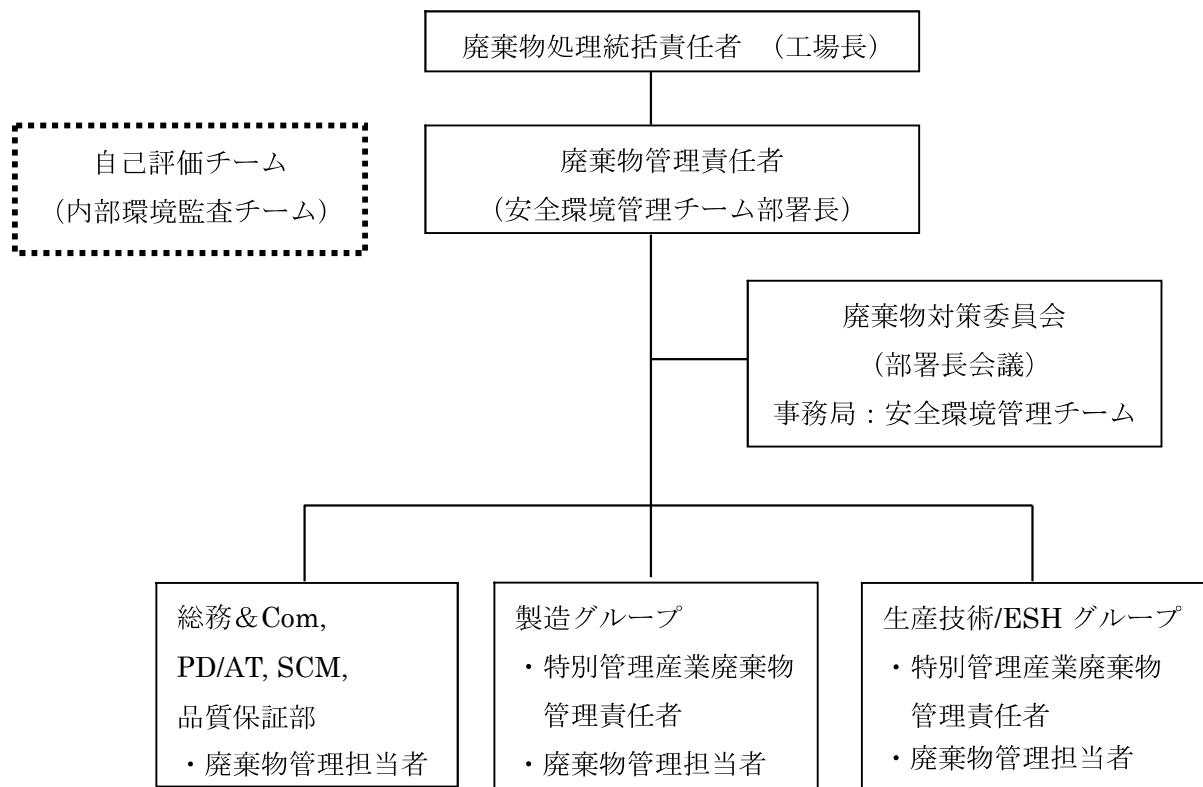


1. 管理体制



2 職務責任及び権限

2.1 産業廃棄物処理統括責任者

産業廃棄物処理統括責任者は工場長がその任に当たり、以下の権限と責任を有する。

- ・環境方針(廃棄物処理方針)の策定
- ・廃棄物管理規程の承認
- ・産業廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
- ・部署長会議での審議事項に関する決定、承認

2.2 産業廃棄物管理責任者

産業廃棄物管理責任者は安全環境管理チーム部署長がその任に当たり、以下の権限と責任を有する。

- ・産業廃棄物対策委員会の事務局として審議事項の立案・召集
- ・産業廃棄物適正管理計画の作成責任者
- ・産業廃棄物適正管理の実施責任者
- ・監督官庁への各種報告
- ・産業廃棄物管理担当者への指導

2.3 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物管理責任者は、規則第8条17の資格を有する者がその任に当たり、特別管理産業廃棄物の管理に当たる。

2.4 産業廃棄物管理担当者

廃棄物管理担当者は各グループにおいて定め、産業廃棄物適正管理の実施に当たり実務を担当し、又グループ員に対し教育・啓蒙を図る。

2.5 産業廃棄物対策委員会

産業廃棄物対策委員会は産業廃棄物の適正管理に関する審議機関とし、以下の項目に就いて審議・決定する。これらは、毎週月・水・金曜日に開催される部署長会議の付議事項とし委員会としての要件を満たすものとする。

- ・ 産業廃棄物適正管理計画の審議
- ・ 情報公開に関する事項の審議
- ・ その他産業廃棄物に関する全般事項の審議

なお、管理規程の審議は当該部署長が行い、環境教育計画の審議は安全環境管理チーム部署長が承認する。

2.6 自己評価チーム(内部環境監査チーム)

産業廃棄物管理部門らに影響されることなく、産業廃棄物を含む環境管理システムの適正な維持管理状況を監査し、不適合が発見された場合には改善の指導を行う。チームは監査の都度構成されるが、被監査部門からは選出しない。